

直監 第 10 号  
令和 5 年 4 月 12 日

直方市監査委員 大場亨  
直方市監査委員 田代文也

### 定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

#### 記

#### 1. 監査の対象 直方市教育委員会 学校教育課

① 監査の期間 令和 5 年 3 月 1 日から  
令和 5 年 3 月 31 日まで

② 日程及び実施場所  
●概要聴取 令和 5 年 2 月 27 日（監査委員事務局）  
●備品検査 令和 5 年 3 月 8 日（学校教育課執務室）  
●監査講評 令和 5 年 4 月 12 日（監査委員事務局）

#### 2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 4 年度（令和 5 年 1 月末日現在）における学校教育課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

#### 3. 監査の着眼点

- ① 前回の指摘・注意助言事項の検討・改善が行われているか。
- ② 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ③ 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サー

ビスの向上に努めているか。

- ④ 事務事業の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。
- ⑤ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ⑥ リスク管理（チェック体制）の整理は適切に行われているか。また、その体制は有効に運用されているか。
- ⑦ 現金の管理は適切になされているか。
- ⑧ その他特に必要な事項

#### 4. 監査の結果

##### 指摘事項

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
契約事務について	小学校オンライン英会話レッスン委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によりプロポーザル方式（随意契約）で事業者の選定を行っているが、実施要領に公開されている見積上限額（予定価格）の計算が誤っている。	<b>直方市契約規則第16条</b> 市長は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第9条第2項及び第3項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。（以下省略）	見積書を参考に予定価格を設定する際は、根拠となる見積金額を再計算するなど、積算金額には細心の注意を払いプロポーザルを実施したい。
契約事務について	直方市15小中学校データセンター運用保守委託において、契約書の仕様書に記載のある学校等の数がサポート台数と一致しておらず、履行場所に記載漏れがある。	<b>直方市契約規則第20条</b> 市長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成して契約の相手方とともに記名押印のうえ、各1通を保持しなければならない。（中略） (5) 契約履行の場所 (以下省略)	契約書の記載漏れ等の不備は、トラブルを生む原因となり、契約無効や損害にも発展しかねないため、契約書作成の際には、誤記や記載漏れ等の不備がないように十分注意したい。
財務事務について	ロイロノート・スクールの利用に関する契約において、契約期間が終了する前に、使用料として契約金額の全額を支払っている。	<b>直方市財務規則第69条の2</b> 令第163条第8号の規則で定めるものは、次の各号とする。 (1) 保険料 (2) 土地又は家屋の買収又は収用による土地、家屋又は物件に関する買取代金又は補償金 (3) 市営住宅建替事業又は市営住宅改善事業に伴う移転補償費	官公庁への支払いは原則契約履行後の完了払である（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条に対価の支払いの時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後とある）。完了前に支払うのは前金払に規定された支出に限定されている。地方自治法施行令及び直方市財務規則では、使用料の前金払は認められていないため、契約及び財務事務を行う際には法令等の確認をし、適切な事務処理をされたい。

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
財務事務について	授業目的公衆送信補償金（著作権の使用料）の支出負担行為兼支出命令書において、13節「使用料及び賃借料」で前金払をしている。	<b>直方市財務規則第69条の2</b> 令第163条第8号の規則で定めるものは、次の各号とする。 (1) 保険料 (2) 土地又は家屋の買収又は収用による土地、家屋又は物件に関する買収代金又は補償金 (3) 市営住宅建替事業又は市営住宅改善事業に伴う移転補償費	財務事務を行う際には、支出科目や支払方法を法令等で確認し、規則に該当しない前金払を行う場合には、市長の承認を得るなど検討されたい。 また、この制度は、補償金を支払うことで無許諾にICTを活用した授業の著作物利用を可能とするものであるため、使用料ではなく21節「補償、補填及び賠償金」での支払いが適当と思われる。支払方法について検討されたい。
文書事務について	文書の收受や起案において、文書管理システムで文書番号は付番されているが、文書の添付が無く、電子決裁がなされていないものが多数見受けられた。また、委託契約の成果物（検査調書）の回覧決裁が文書管理システムで收受されておらず、押印決裁で処理されているものが見受けられた。	<b>直方市文書規程第10条第1項第1号</b> 文書担当課で仕分けされた文書又は各課・係で直接受領した文書は、文書管理システムに收受登録し、電子的な方法により供覧に付さなければならない。 <b>同規程第11条第1項第1号</b> 起案文書の作成は、文書管理システムに登録するとともに、電子決裁の方法により行わなければならない。	規定に沿った適正な事務処理をされたい。

文書事務において、文書管理システムで起案された文書の「件名」と「公開件名」が一致していないものが見受けられた。公開件名は、公文書目録として閲覧されることとなるため、個人情報の取り扱いに十分配慮されたい。

教育総務課と学校教育課を合わせたコピー用紙使用量は、前年度とほぼ同量となっているため、削減目標に近づくように配慮されたい。

文書事務や財務事務において、改善、検討を要する事務処理が見受けられた。法令、条例、規則はもとより、文書管理事務マニュアル、財務の電子決裁マニュアル等を参考に注意・助言等の内容を確認し適正な事務処理を望むものである。